

令和7年度事業計画書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

一般社団法人 日本レコード協会

令和7年3月28日

目 次

| | |
|--|-----|
| [1] レコード等の普及に関する事 | 1～2 |
| 1. 「音楽 CD の再販制度」の維持と弾力運用の推進 | |
| 2. 業界広報の強化 | |
| 3. 需要喚起関連事業 | |
| 4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施 | |
| 5. 日本音楽の海外展開の促進 | |
| 6. 日本音楽の海外市場規模（売上）の把握 | |
| 7. RIAJ セミナーの開催 | |
| 8. 音楽権利情報データベースの充実 | |
| [2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集 | 2 |
| 1. 市場調査、産業統計の充実 | |
| 2. 音楽に関する消費者実態調査の実施 | |
| [3] レコードを通じた音楽文化の保存に関する事 | 2 |
| [4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関する事 | 2～3 |
| 1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化 | |
| 2. 著作権教育・啓発活動の実施 | |
| 3. レコード演奏・伝達権の創設に向けた活動 | |
| 4. 生成 AI への対応 | |
| [5] レコード等に関するデータの公表 | 3 |
| [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の 取り決めならびに徴収および分配 | 3 |
| [7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実 演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および 分配 | 3～4 |
| 1. 放送番組のネット配信等にかかる集中管理の取り組み | |
| 2. 教育・文化・ブライダル分野等のレコード利用集中管理事業の推進 | |
| [8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使 の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配 | 4 |
| [9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製 作者に係る当該補償金の受領および分配 | 4 |
| [10] 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコー ド製作者等に係る当該補償金の受領および分配 | 4 |

[11] その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
4. 業界規格（RIS）の制定と改正
5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
7. 会員各社の業務の集約化（シェアードサービス）
8. 会員社共益事業

以上

令和7年度事業計画書

令和6年の国内市況を振り返ると、音楽配信売上が11年連続のプラス成長で1,233億円（前年比106%）となり、過去最高額を更新した。中でもストリーミングが前年比107%の1,132億円と伸長を続けており、音楽配信市場におけるシェアで92%とさらに拡大した。他方、音楽ソフト（オーディオレコード+音楽ビデオの合計）の生産金額は、オーディオレコードが前年比102%の1,490億円、音楽ビデオが前年比75%の562億円となり、合計の年間生産金額は前年比93%の2,052億円となった。この結果、音楽ソフトの生産金額と音楽配信売上の合計は前年比97%の3,285億円となった。

また、国外について、日本政府はコンテンツを輸出基幹産業と位置付け、2023年度は約5.8兆円であったエンタメ・コンテンツ産業の輸出額を2033年までに20兆円にする目標を掲げ、「新たなクールジャパン戦略」（2024年6月発行）において海外展開力を高める様々な施策に取り組む計画を打ち出した。これに対して、音楽産業も自ら新団体「一般社団法人カルチャー アンド エンタテインメント産業振興会（CEIPA）」を設立し、新アワード「MUSIC AWARDS JAPAN」を軸にしたグローバル社会への情報発信や持続的な成長を目指す「MUSIC WAY PROJECT」事業などを開始した。

このような業界環境の変化を踏まえ、当協会では、担う役割3つ（①業界の収益を「伸ばす」、②違法を「なくす」、③レコード産業からのメッセージを「伝える」）に関する事業に優先度を付けて取り組んできており、令和7年度も引き続きこの方針を継続する。

令和7年度の具体的な事業は以下の通りである。

〔事業活動〕

〔1〕レコード等の普及に関すること

1. 「音楽CDの再販制度」の維持と弾力運用の推進

- （1）音楽文化発展の基盤である「音楽CDの再販制度」を維持するべく、必要な諸施策を実施する。
- （2）時限再販等の弾力運用を推進するとともに、ユーザーへの還元施策であるインターネット廃盤セールについて、内容の見直しも含め、開催について検討する。

2. 業界広報の強化

- （1）リーチサイト・リーチアプリ規制に関する令和2年改正著作権法について、特設サイト「あの音楽アプリは、もう違法。」等を主軸とした周知啓発活動を引き続き行う。
- （2）会員社若手社員が就活生向けにレコード業界の魅力を発信する合同産業セミナーについて、改善を加えながら継続実施する。
- （3）産業統計としての精度向上に資するため、生産実績・正味出荷実績、配信売上統計等、公表用の各種統計データの見直しを行う。各種認定データについても、環境や社会の変化に即した見直しと情報発信を行い、産業研究・分析、音楽ユーザーの適法利用促進に繋げる。
- （4）音楽関係5団体が発起人となり設立した新団体「一般社団法人カルチャー アンド エンタテインメント産業振興会（CEIPA）」が創設する新アワード「MUSIC AWARDS JAPAN」の第1回授賞式（令和7年5月）開催に向けて、運営に協力支援を行う。
また、第1回の検証と第2回開催に向けての準備を進めるとともに、今後継続していくための組織・仕組み作りをCEIPA構成団体と連携して取り組む。
- （5）オフィシャルサイトのリニューアルを実施。デザインの一新とともにサイト構成を見直し、ユーザビリティ向上、タイムリーな情報発信・アクセス増に繋げる。

3. 需要喚起関連事業

音楽の素晴らしさや楽しさを発信し、音楽リスナーの増加と音楽を聴くライフスタイルの普及を図る総合的な施策を検討する。

4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

令和6年度の実施結果も踏まえて、売上実績に基づくアワードとしての賞の在り方と継続について検討を行う。

5. 日本音楽の海外展開の促進

(1) 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団(JMCE)が開催する「第22回東京国際ミュージック・マーケット(TIMM)」への協力を通じ、会員各社の海外展開を支援する。

(2) CEIPA及びTOYOTA GROUPが共創した「MUSIC WAY PROJECT」を通じて、本質的な日本音楽のグローバル化と持続的な成長を目指すため、同プロジェクトが行う「人づくり」「場づくり」に協力する。

6. 日本音楽の海外市場規模(売上)の把握

日本音楽の国際展開における参考資料や基礎データとするべく、日本の音楽産業(パッケージ、デジタル等)の海外売上を把握し、年次で継続的に集計及び公表する仕組みを検討する。

7. RIAJセミナーの開催

会員各社へのタイムリーな情報提供を目的としたセミナーを定期的に開催する。

8. 音楽権利情報データベースの充実

一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会(MINC)の構成団体として、音楽権利情報データベースの更なる充実とデータ提供の拡大に取り組み、もって著作物等の利用促進と権利処理の円滑化を図る。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品および音楽配信に関する各種産業統計データを、市場変化を踏まえた見直しを適宜図りつつ、的確な集計と迅速な公表を行う。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

「音楽メディアユーザー実態調査」について、ユーザー動向の経年変化を把握する定点調査を実施する。「特定テーマ調査」については、令和6年度の調査結果を踏まえ、検討を行う。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目的とした「日本プロ音楽録音賞」の共催を継続実施する。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化

(1) 違法対策の専任組織「著作権保護・促進センター(CPPC)」において動画サイト、SNSに公開されている違法音楽ファイルの削除要請を継続して実施する。

(2) 国外サイトに関しては、国際レコード産業連盟(IFPI)との連携により削除要請の対象を拡大するとともに、中国サイトについては、中国国家版權局との連携や当協会北京代表処を通じたサイト運営事業者との協議実施等により効果的な対策を講ずる。

(3) 国外にホスティングされているリーチサイトについて、リンク先サイバーロッカーへの削除要請と併せて、海外のサイト運営者の摘発に向けた対応を継続して実施する。

- (4) 公正な音楽市場の形成を阻害する無許諾音楽アプリの撲滅に向けた総合的な対策を継続して実施する。具体的には、アプリストアへの削除要請、広告事業者に対する違法音楽アプリで表示される広告の停止要請、アプリ開発者等に対する警告や法的措置の検討、違法ファイルへのリンク切除要請やファイル削除要請等、多角的な対策を継続実施する。
 - (5) アグリゲーター（音楽配信仲介サービス）経由で行われる無許諾配信への対応を実施する。
 - (6) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
 - (7) ファイル共有ソフトの悪質利用者に対しては、発信者情報開示請求および同訴訟を活用した違法利用者の特定を行い、教育・広報啓発と損害賠償請求の両面対応を継続する。
2. 著作権教育・啓発活動の実施
- (1) 大学寄附講座は、昨年に引き続き法政大学で開講し、若年層のレコード産業・著作権制度に対する理解促進に努める。
 - (2) 音楽が制作される過程を学び、上質な環境で音楽を楽しむ機会を提供するレコーディングスタジオ見学プログラムを引き続き実施するとともに、修学旅行生等の職場訪問受入れなど、若年層への著作権教育の機会を増大するための取り組みをオンライン対応も取り入れながら継続する。
 - (3) その他、著作権教育の促進に資する活動を実施する。
3. レコード演奏・伝達権の創設に向けた活動
- (1) IFPI や実演家団体と連携して権利創設に向けた関係方面への働きかけを継続する。
 - (2) 文化審議会の検討に参加して権利創設に向けた各論を詰めるとともに、円滑な徴収体制構築に向けた準備や利用者側との対話を進める。
4. 生成 AI への対応
- (1) 生成 AI に関する政府審議会の検討状況を踏まえながら、関係方面への必要な働きかけを継続して実施する。
 - (2) RIAJ が参画している音楽関係 9 団体による「AI に関する音楽団体協議会」において、AI に関する課題や利活用について情報共有や必要な検討・提言を行う。

[5] レコード等に関するデータの公表

レコード産業への理解促進と産業全体の更なるイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広報する。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

- (1) 二次使用料を安定的に確保するために、放送・有線放送事業者との間で協議を実施し、使用料水準の維持確保に努める。
- (2) 二次使用料の放送実績分配の精度向上のため、システム改修に取り組む。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信等にかかる集中管理の取り組み

放送番組配信・ウェブキャスティング（インターネット独自コンテンツの放送型配信）に係る送信可能化使用料の徴収および分配を円滑に進めるとともに、利用の拡大に取り組む。

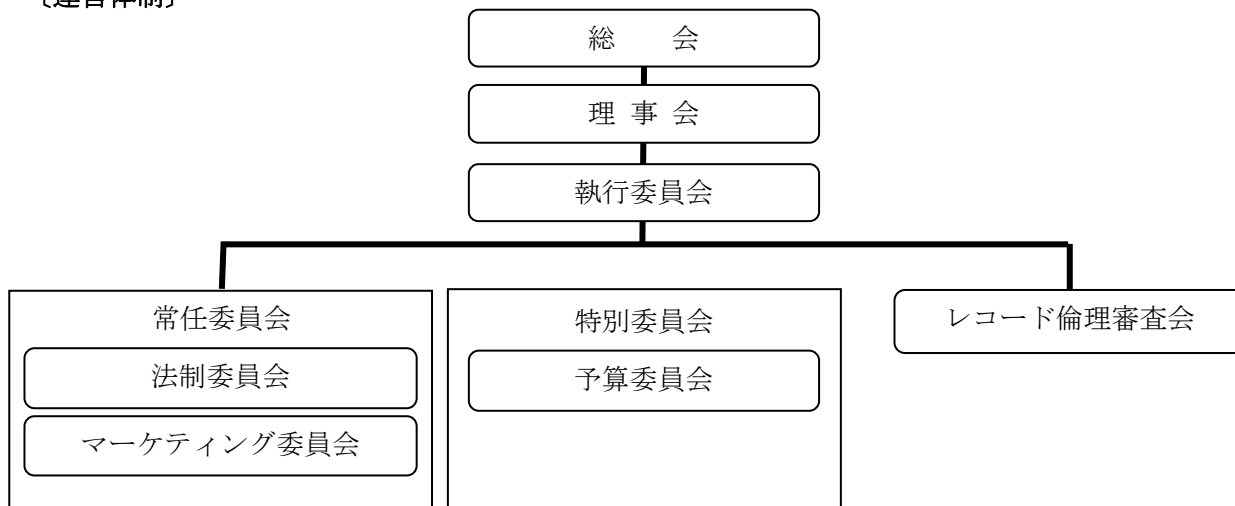
2. 教育・文化・ブライダル分野等のレコード利用集中管理事業の推進
 - (1) 教育・文化系催事に係る一任型集中管理事業の安定化に取り組む。
 - (2) ブライダル分野におけるレコード利用について、一層の円滑化と権利処理促進を図る。
また、適法利用に向けた利用者への啓発活動を推進するとともに、許諾を得ずにレコードを利用する事業者への対策を強化する。

- [8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配
貸レコード使用料等の円滑な徴収および分配に努める。
- [9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配
私的録音録画補償金管理協会（sarah）の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を支援するとともに、適切な分配に努める。
- [10] 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者等に係る当該補償金の受領および分配
授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体として、授業目的公衆送信補償金制度の円滑な運用を支援するとともに、適切な分配に努める。
- [11] その他
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見を表明する。
 2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
国内の音楽関係団体並びに IFPI およびアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。
 3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。
 4. 業界規格（RIS）の制定と改正
CD 等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格（RIS）について必要な制定・改正を行う。
 5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
音源の識別に利用される ISRC（国際標準レコーディングコード）の国内登録代行機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。
 6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
福祉厚生・療養施設（児童福祉施設、老人ホーム等）の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和 38 年から毎年実施しているレコード（CD）寄贈事業を継続実施する。
 7. 会員各社の業務の集約化（シェアードサービス）
会員各社の業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを引き続き把握しながら必要な施策を推進する。

8. 会員社共益事業

会員社が求めるデジタルビジネスの動向等に関する情報をセミナー等を通じて提供し、国内外のビジネス展開の支援を図る。

〔運営体制〕



本年度も、関係官庁並びに関係団体の協力を得て業務を推進する。

以上